

発議第 3 号

議案第 37 号 松阪市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてに対する附帯決議について

議案第 37 号 松阪市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてに対する附帯決議を次のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 21 日 提出

松阪市議会議員	沖	和 哉
	橘	大 介
	奥 出	かよ子
	殿 村	峰 代
	田 中	正 浩
	海 住	恒 幸

議案第 37 号 松阪市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてに対する附帯決議

本条例改正案は、平成 29 年度から令和元年度までの 3 年に及ぶ第 1 次・第 2 次「地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検討委員会」での議論と提言を踏まえ、令和 5 年度の「地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検証委員会」における答申を尊重する形であるものの、市が目指すべき市民病院の将来像や中長期的な時間軸、担っていく役割など、事業構想が精緻に尽くされているとは言い難く、市民や病院職員の不安も払拭できていない。よって、条例改正にあたり、今後の松阪市民病院が地域住民の生命と健康を守り続けるために次の事項に取り組んでいくよう強く求める。

1. 病床機能転換に伴う新たな市民病院の将来像を早期に描くとともに、指定管理者制度における財政面や機能面を積極的に情報提供し、市民の理解促進に努めること。
2. 医療職をはじめとする病院職員の労働条件などの処遇の配慮に努めること。
3. 圏域内の医療関係機関との連携強化、機能分担を推進し、強固な救急医療体制と地域完結型の医療提供体制の構築及び地域包括ケアシステムの構築に寄与すること。
4. 指定管理者制度導入後、経営モニタリングだけでなく地域で果たすべき役割を模索し続け、指定管理者と対等に対話できる医療政策部署を設置すること。

以上、決議する。